

ケインズの『確率論』

中 村 壽 雄

目 次

はじめに

1. ハロッドによる『確率論』の扱い
2. ケインズ『確率論』の基本的考え方
3. 再びハロッドの記述の傾向について
4. 『確率論』出版時の状況

結びに替えて——ケインズの「経済学」

はじめに

J. M. ケインズの主要な著作群を、まずは、『雇用、利子及び貨幣の一般理論』と（多数に及ぶ解説を含む）その周辺から始め⁽¹⁾、何時しか、ケインズ全集に従うかのように、『インドの通貨と金融』（1913年⁽²⁾）から、『講和の経済的帰結』（1919年⁽³⁾）、『条約の改正』（1922年⁽⁴⁾）、『貨幣改革論』（1923年⁽⁵⁾）、『貨幣論』（1930年⁽⁶⁾）、再度『一般理論』（1936年⁽⁷⁾）、さらには、『説得論集』（1931年⁽⁸⁾）、『人物評伝』（1933年⁽⁹⁾）と読み進めてきて、

(1) J. M. Keynes, *The General Theory of Employment, Interest and Money*, 1936. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VII (1973).]

塩野谷祐一訳『雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社、1983年。以下、『一般理論』と略記することが多い。ケインズの著作には、その都度の訳書があるが、ここでは、全集に基づく邦訳のみ挙げることにする。

拙稿、『一般理論』と現代の経済観について、『千葉商大論叢』第14号-B（商経篇）、昭和45年12月、288-308頁。

(2) J. M. Keynes, *Indian Currency and Finance*, 1913. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. I (1971).] 則武保夫、片山貞雄訳『インドの通貨と金融』東洋経済新報社、昭和52年。

拙稿、ケインズ研究ノート（I）—『インドの通貨と金融』—、『千葉商大論叢』第12巻第4号-B（商経篇）昭和50年3月、73-87頁。久々に当時の小論を読み返したところ、76頁上から10行目に、インド省とすべきをインドのままで、ミス・プリを訂正できていなかったようなので、今回、この場を借りて訂正したいと思う。

(3) J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. II (1971).] 早坂 忠訳『平和の経済的帰結』東洋経済新報社、昭和52年。

拙稿、ケインズ研究ノート（II）—『講和条約の経済的帰結』—、『千葉商大論叢』第13巻第4号-B（商経編）昭和51年3月、235-248頁。

(4) J. M. Keynes, *A Revision of the Treaty*, 1922. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. III (1971).] 千田純一訳『条約の改正』東洋経済新報社、昭和52年。

(5) J. M. Keynes, *A Tract on Monetary Reform*, 1923. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol. IV (1971).] 中内恒夫訳『貨幣改革論』東洋経済新報社、昭和53年。

いわゆる「ケインズ研究」を一通り行ったと思い込んだ本論稿の著者のような者にとって、ケインズの『確率論』(1921年⁽¹⁰⁾)を手にしてみて、今更ながら、何か大きな「忘れ物」をしてきていたという思いと同時に、何か重大な「勘違い」を随所でしてこなかっただろうかという懸念がしきりに生じるのは、一体、どうしてなのだろうか。言い古されているように、『一般理論』自体に既に「読まれざる古典」の風評があるが、それ以上に『確率論』は「尊に上ること少ない書物」であるせいかとも思われる⁽¹¹⁾。あるいは、名著としての誉れが高いR. F. ハロッドの『ケインズ伝』におけるような扱いに⁽¹²⁾、むしろ、名著としてのその名声故に、かえって、「ケインズ研究」における『確率論』の意義が等閑視されるようになったのではないか、と思うようになった。因みに、ケインズの伝記については、R. スキデルスキーによる大部の『ケインズ』3巻⁽¹³⁾が出て、膨大な資料に基づきながら、「歴史家」らしい目配りや冷静で控え目な論旨の運び方と、先のハロッドの『伝記』の記

-
- (6) J. M. Keynes, *A Treatise on Money, vol. I, The Pure Theory of Money*, 1930. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.V (1971)] 小泉 明, 長澤惟恭訳『貨幣論I 貨幣の純粹理論』東洋経済新報社, 昭和54年。
 - J. M. Keynes, *A Treatise on Money, vol. II, The Applied Theory of Money*, 1930. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VI (1971)] 長澤惟恭訳『貨幣論II 貨幣の応用理論』東洋経済新報社, 昭和55年。
 - (7) J. M. Keynes, *The General Theory*, op. cit. 摘稿, ケインズ経済学における貨幣理論, 『千葉商大論叢』第18卷第3号, 昭和55年12月, 159-175頁。
 - (8) J. M. Keynes, *Essays in Persuasion*, 1931. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.IX (1972)] 宮崎義一訳『説得論集』東洋経済新報社, 1981年。但し、ケインズ全集では、編者の断りにあるように、当初のものに、後のものも含めて若干の増補がなされている。
 - (9) J. M. Keynes, *Essays in Biography*, 1933. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.X (1972)] 大野忠男訳『人物評伝』東洋経済新報社, 昭和55年。但し、ケインズ全集では、当初のものに若干の増補がなされている。
 - (10) J. M. Keynes, *A Treatise on Probability*, 1921. [The Royal Economic Society, The Collected Writings of John Maynard Keynes, Vol.VIII (1973)] (邦訳は無い。)
 - (11) 我が国に関する限り、いわゆる「ケインズ研究」にかかる文献で、『確率論』を本格的に取り上げたものは少ないように思われる。その例外的存在と思われるものに、次のような文献がある。
山田長夫『ケインズ研究』有隣堂, 昭和63年, 第五章経済学者一『確率論』126-131頁。
菱山 泉『ケインズにおける不確定性の論理』『思想』1967年4月, 特に, 418-422頁。
福岡正夫『ケインズ』東洋経済新報社, 1997年, 119-124頁。
伊藤邦武『ケインズの哲学』岩波書店, 1999年。(本書は、ほぼ全編で『確率論』が取り上げられている。)
また、確率もしくはリスクを本格的に取り上げている次の文献でも、その実質的初出の箇所では、この『確率論』を(英文の題名のせいか)「論文」と紹介し、後の方では『書物』や『本』と述べている。
Peter L. Bernstein, *Against the Gods*, John Wiley & Sons, Inc., 1996, chap.12. (青山護訳『リスク・下神々への反逆』日経ビジネス人文庫, 2001年, 53頁)
 - (12) R. F. Harrod, *The Life of John Maynard Keynes*, 1951, esp. chap.3. (塩野谷九十九訳『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』東洋経済新報社, 昭和42年)
この点については、次節で、もう少し詳しく取り上げる。
 - (13) Robert Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1, *Hopes Betrayed 1883-1920*, Macmillan London Limited, 1983. (宮崎義一監訳、古屋 隆訳『ジョン・メイナード・ケインズI』東洋経済新報社, 昭和62年, 同監訳、同訳『ジョン・メイナード・ケインズII』同社, 1992年)
Robert Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.2, *The Economist as Saviour 1920-1937*, 1992.
Robert Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.3, *Fighting for Britain 1937-1946*, 2000.

述が比較できるようになって、改めて、ケインズ自身の実像や意図のより正確な内容が得られるようになったかと思われるが、ハロッドのように、自分自身が専門的「経済学者」であるが故に、ケインズに対しても、あくまでも、後のような「経済学者」としての評価や性格付けの観点が、当初から、予定されていて、『伝記』の著者という立場以上に、あたかも、その場面の目撃者や当場人物の一人であるかのような、「当事者としての意識」も相俟って、その記述の内容にそれ相応の歪みが生じることもあったか、と思われる。ハロッドにすべての責めを負わせようという訳ではないが、『確率論』の第Ⅰ部だけを取り上げるだけでも、先のような「思い」や「懸念」の幾分かが晴らせるのではないかと思う⁽¹⁴⁾。

1. ハロッドによる『確率論』の扱い

J. A. シュムペーターのように、ケインズの『確率論』は彼（ケインズ）にとっての単なる「精神力の捌け口」としか見ない人もいるが⁽¹⁵⁾、ハロッド自身は、ケインズが1906年（23歳）から1911年（28歳）にかけて余暇のほぼすべてを『確率論』に宛て、ケインズ自身の当時の知的精力の主流が『確率論』の研究と執筆に流れ込んだことを強調して、彼の知力がこの時に最高潮にあったと信じられるが故に、『確率論』を一経済学者による「哲学的能力」誇示のための「知的遊戯」と考えてはならない、としている⁽¹⁶⁾。ところが、その一方で、ハロッドが要約するところでは、『確率論』の特徴は、第1に、あいまいさを排除する純粋に論理的な才能、第2に、純粋論理の能力とは、一応、区別される特殊な数学的能力、第3に、（それまでの確率に関する）思想史に関する博識、最後に、知的推論を実際の場面で応用する際の現実感の卓絶、にあるという。ただし、ケインズの取り組んだ主題が巨大過ぎて、当時の彼の才能や知力をもってしても、その成果は不十分なものに留まり、この著作は、ケインズの生涯で最上の部類に属するものとしながら、全体としては「失敗作」と見ているようである⁽¹⁷⁾。さらに付け加えて、付論『確率論』に関する覚え書きで、ケインズの採る立場とは異なる確率の「頻度説」に傾くハロッド自身の評価を明らかにしている⁽¹⁸⁾。

単なる「印象論」で云々することがよいとは思えないが、ケインズの『確率論』は、他の主要な著作以上に、本格的で丹念な論証と正確な引用、幅広い文献の検索に、定評がある。その主題は、ケンブリッジ大学キングズ・カレッジのプライズ・フェローシップ（任期制の教授職）に応募するための論文として練られ、再度の提出でパスしたものだけに⁽¹⁹⁾、今少し詳細に吟味してみる必要があろう。

2. ケインズ『確率論』の基本的考え方

それでは、もともと、ケインズの『確率論』とは、一体、どのようなものであったろう

(14) ここで、特に、第Ⅰ部だけというのは、主に、時間と紙幅の制約による。

(15) cf. ex., J. A. Schumpeter, *Ten Great Economists, From Marx to Keynes*, 1952, p.269. (中山・東畑監修、シュムペーター『十大経済学者、マルクスからケインズまで』、378頁)

(16) R. F. Harrod, *op. cit.* (『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』、157頁)

(17) R. F. Harrod, *op. cit.* (『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』、157-159頁)

(18) R. F. Harrod, *op. cit.* (『ケインズ伝〔改訳版〕下巻』、714頁)

(19) cf. ex., Robert Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1 Hopes Betrayed 1883-1920, chap.7.

か。ここでは、その基本的な考えに絞って述べてみたい⁽²⁰⁾。

まず、語義論になるが、同じ語句 “probable” でも、哲学者は「蓋然的」と意味を取り、数学者は「確率的」と意味を取る傾向にある⁽²¹⁾ようであるが、ケインズ自身の目指したものは、個人の行為に関する合理的判断の「科学的」根拠を明らかにすることである⁽²²⁾。とりわけ、彼にとっての主要なるテーマは、「前提（もしくは仮定）される命題」から「結論として言える命題」への関係が、明確に妥当して確実な場合（蓋然性もしくは確率の尺度で1）か、明確に否定されて逆の基準で確実な場合（蓋然性もしくは確率の尺度で0）かを除いて、両者の中間に位置する場合の「確からしさ、逆に言えば、信頼性の乏しさ」である。因みに、『確率論』第I部、基本的な考え方 (Fundamental Ideas) の構成は、第1章確率の意味、第2章知識の理論に関する確率、第3章確率の可測性、第4章無差別（もしくは均等適用）の原理、第5章確率を決定するその他の原理、第6章推論の重み、第7章（確率論の）歴史的考察、第8章確率の頻度説、第9章（第I部の）要約とこの後の概要、となっている。この中で、ケインズが特に重視しているのは第3章で、こういう場合の「確率もしくは蓋然性」が、数量的に測定できて代数的に演算ができるような「基数的なもの」ばかりとは限らず、「序数的なもの」は言うまでもなく、さらには、必ずしも、明確には定められないものまであるということである。実際の人々の行動や意思決定の場面では、例えば、保険の引受け（アンダーライター）業務や、美人コンテストで途中まで選ばれたにかかわらず、コンテストが最終審査まで実施されずに中止された場合、当初約束された賞金や賞品、資格の内容に対して、途中まで選ばれた候補者の要求し得るものを見定す陪審員や判事の意思決定の場合のように、理論的な精密さはともかくとして、実践的には、何らかの「合理的」意思決定が求められるということである。要するに、ケインズが『確率論（もしくは蓋然性の理論）』で扱おうとする確率（もしくは蓋然性）は、以上のように可測性の上で、数量的に測定できて基数的に扱えるもの、主に、数学や統計学が対象とするものは、もちろん、それが無理でも、あるいは、序数的に扱えるもの、さらには、これらの扱いを一切許さないものまで、すべて広く包含する。言わば、その目標は、確率の「一般理論」なのである⁽²³⁾。

この際に、とりわけ、ケインズが排除しようとするものは、統計的に「事象 (events)」が生起（もしくは再起）する確率を問題とするような「頻度説 (the frequency theory of probability)」の立場である。何故なら、ここに存在するものは、単に「事実」の有無の程度に関する、個々の人々の相違を超越した、文字通りの「客観的」な判断に過ぎず、人々の主体的であって理性的合理的判断で、個々人の相違に応じた相対的な「行動指針」のようなものは、存在の余地が少ない、と見るからである。このような点からすれば、ケインズ自身の『確率論』の目指したものと、先のようなハロッドの「評価」には、まるで、相容れ難い差異が感じられる。

(20) J. M. Keynes, *A Treatise on Probability*, 1921, Part I.

(21) 例えば、岩崎・河村（編集主幹）『新英和大辞典』研究社、1960年、など。

(22) cf. ex., R. Skidelsky, *op. cit.*, Vol.1, chap.6, pp.147-160.

伊藤邦武、前掲書、第2章、など。

(23) J. M. Keynes, *A Treatise on Probability*, 1921, chap.3.

3. 再びハロッドの記述の傾向について

『ケインズ伝』で展開されているハロッドの『確率論』に対する「評価」には、後の、F. ラムゼイによる「批判」(1926年⁽²⁴⁾) や、その相当部分を受け容れたとされるケインズ自身による「ラムゼイ追悼文」(1931年⁽²⁵⁾) の跡が多分に感じ取られる。比較的近いところに居合わせて、自分にも当事者に近い一員との自負が強ければ⁽²⁶⁾、様々な影響は免れ難いとは思われるが、このような、言わば、一種の「後知恵」が『確率論』の「評価」に多分に影響しているとすれば、一度は、そういう影響の無い所で「再評価」してみる必要があるだろうと思う。何故なら、時間的推移を無視して、まるで「自由に」移動し、むしろ、歴史的な「事実」や「前後関係」を考慮の外に置いて、万能者として臨むかのような「評論」には、あまり意味が無いどころか、かえって「逆効果」が多いと思われるからである。

これに似たハロッドの記述には、例えば、次のようなものがある。ケインズがインド省を辞職する件（1908年6月の時点）で、「もし、大蔵省に入っていたなら、彼は恐らく2年後に辞めることは無かったであろう。一時的な官吏ではなく、永久的な官吏としての彼が、果たして1919年にパリで辞職したであろうか。比較して、どちらが良かったであろうか。両大戦中間期に大蔵省の首脳に昇進していたとして、彼はイギリスの財政をより良く指導したであろうか。試練の時期（1925－29年）に大蔵大臣として、大蔵省ならびにイングランド銀行における古い正統派の罪なき犠牲となったチャーチル氏が、ケインズに彼の心からの要求に合った人物を発見したであろうことは、ほとんど疑う余地が無い。われわれは、ケインズがニューヨーク連邦準備銀行のベンジャミン・ストロング（Benjamin Strong）の心に影響を与えたであろうと推測してもよいだろう。彼とストロングの後継者たちとが協力して、1929－32年の大不況をなんとか緩和することができたであろうか。できたとすれば、ナチスが権力を握ることも無かったであろう。うつとりさせるような瞑想よ！しかし、その場合には、疑いもなく、彼は書物を——恐らく経済学については——書かなかつたであろうけれども。経済学は不可避的に違った性格のものとなつたであろう。……⁽²⁷⁾」という調子である。

名著と言われるもの「名調子」と言うべきか。うっかりすれば、知らず識らずのうちに、このようなハロッドの論調に我々が誘導される恐れは大きい。

但し、この引用部分の内容に限っても、「彼が大蔵省に入っていたら」（という前提もしくは仮定）の命題から、次々に展開される「結論」とすべき命題の1つ1つに、一体、どの位の「確率（もしくは蓋然性）」の値を付与できるだろうか。確かに、「瞑想」という断りはあるが、史実として生じ得たかもしれない可能性という一点に絞って考えてみても、どれ程、「確からしさ」が測れるだろうか。実際の歴史的事実に、そもそも、「もしも（if）」は許容されない条件だとは言え、それにしても、「うつとりする」かどうかも含めて、あ

(24) この点についての詳しい分析については、例えば、伊藤邦武、前掲書、第4章を参照されたい。

(25) cf. ex., J. M. Keynes, *Essays in Biography*, 1933. (前掲訳書、445-448頁)

(26) cf. ex., R. F. Harrod, *op. cit.*, chap.4. (前掲訳書、186頁の注1。ここに見られるように、ケインズ、ラムゼー、ハロッド間の詳細な遺り取りが記述されている。三者間の親密さは分からなくもないが、内容によっては、不必要的記述と思われることも多いという例の1つである。)

(27) R. F. Harrod, *op. cit.*, chap.3. (前掲訳書、142頁)

まりにも「科学的」な根拠に乏しい議論が多いように思われる。有体に言うなら、全く可能性が無い（「確率もしくは蓋然性で0」）とは断定できないが、数量的な「確率」は計測し難いであろう⁽²⁸⁾。

4. 『確率論』出版時の状況

『確率論』が出版された当時のケインズ自身の状況については、R. B. ブレイスウェイトによる簡潔な説明がある。つまり、先のハロッドによる1906年から1911年にかけての話に加えて、「『確率論』のかなりの部分は、1914年の8月までには活字に組まれていたが、それが上梓されたのは、ケインズがその校正のために1920年の大半を費やした後、1921年になってからのことだった⁽²⁹⁾。」という。ケインズが、1911年以降、多くの現実的問題とのかかわり合いを深めた上、1914年8月には、第1次世界大戦が勃発し、以後、大蔵省とのかかわりで忙殺されたからである。以上の一節に続く（1973年以後の時点における）ブレイスウェイトのこの後の『確率論』を巡る専門家的な議論は一応措いて⁽³⁰⁾、ここで特に取り上げたいのは、この出版当時の特有な社会状況である。その時期を、「はじめに」で挙げたケインズの主要な著作群との関連で見れば、『講和の経済的帰結』（1919年12月）と『条約の改正』（1922年1月）の間、ということになる。

従って、時間的推移による恩恵、いわゆる「後知恵」を極力避けようとすれば、『講和の経済的帰結』との関連で議論を進めることが優先されよう。周知のように、先に挙げたハロッドによる「うっとりさせる瞑想」とは異なり、1919年1月から6月初めまでの約半年間、ケインズはパリでの講和会議に大蔵省の首席代表として臨み、特に、講和条約が調印されるまで、金融、海運、食糧、原料、その他について連合国側の統制を維持するのが目的という、（連合国最高補給救済会議から変身した）連合国最高経済会議では、大蔵大臣の代理まで勤めて、直接、第1次世界大戦の戦後処理に關係しながら、結局、献言の容れられる余地がことごとく無くなり、同年6月末の講和条約調印を待たず辞任し、帰国した後、夏から秋の初めにかけての2カ月で、この『講和の経済的帰結』を書き上げたのである⁽³¹⁾。言うまでもなく、本書のねらいは、ベルサイユ講和条約の顛末と内容を明らかにして、すぐにも「賠償委員会」で決定されようとしているドイツに対する過酷な賠償方法と賠償金額を、可能な限り、「妥当な方法と水準」に導くため、イギリスはもちろん、主要な関係国の人々の理性に訴えて、各国世論を逸早く「合理的」な方向に転換させることにあった。

本書の詳しい内容紹介としては、かつて、本論叢、第13巻第4号-B（商経編）、昭和51

(28) J. M. Keynes, *A Treatise on Probability*, 1921, chap.3. (まさに、ケインズが本書のこの部分で展開している議論がそのまま該当するケースである。)

(29) Milo Keynes (ed.), *Essays on John Maynard Keynes*, Cambridge University Press, London, 1975, chap.22. (佐伯彰一、早坂 忠訳『ケインズ 人・学問・活動』東洋経済新報社、昭和53年、第22章、哲学者としてのケインズ、R. B. ブレイスウェイト、特に、訳書、308頁)

(30) cf. ex., Milo Keynes (ed.), *op. cit.* (このブレイスウェイトの議論に対しても、伊藤邦武、前掲書、2章に、詳細な反論がある。)

(31) J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919, *op. cit.*, esp. Preface and chap.V. (以下の議論は、主に、この第V章賠償に基づいて展開する。)

R. F. Harrod, *op. cit.*, chap.6 and 7.

年3月に「ケインズ研究ノート（II）——『講和条約の経済的帰結』——」として、本論稿の著者自身も述べたことがあるが、ここでの必要上、多少の重複を覚悟で、大蔵省A課を駆使して、得られる限りの情報から、ケインズが「妥当なもの」としてまとめた賠償の内容と金額を要約すれば、以下のようになろう⁽³²⁾。

休戦に至る経緯からすれば、威尔ソン大統領のアメリカ議会での「14カ条宣言」や演説などから、連合国がドイツに賠償を要求できる被害の範囲は定まっていた筈で、その域を超える貢納金や懲罰的損害賠償は「論外」の筈であった。そこで、厳密に言えば、イギリスの場合なら、(a) 空襲、軍艦による砲撃、潜水艦戦、機雷による被害のような、敵国政府による非戦闘員たる一般市民の生命・財産に対する被害、(b) 非戦闘員たる一般市民を抑留するというような不当な扱いに対する弁償まで、フランスの場合でも、以上の(a), (b) の他に、(c) 戦場における、また後方地域でも、空中戦によるような、一般市民の生命・財産に対する被害、(d) 被占領地における敵国政府もしくは敵国民による食物、原材料、家畜、機械、家財、木材などの略奪に対する弁償、(e) 敵国政府もしくはその公務員がフランス地方自治体もしくはフランス国民に課した罰金及び徵發の弁済、(f) フランス人の強制移住や強制労働に対する弁償、さらに、敢て挙げれば、(g) 救済委員会が被占領地のフランス一般住民向けに支給した食物や衣服の費用まで、となる。従って、戦費の「総額」とか、「得べかりし」通商の利益というような、「間接的被害」などは、賠償の対象とはならない筈で、ドイツに請求すべき賠償額は、結局のところ、

| | |
|--------|--------------|
| ベルギー | 5億ポンド |
| フランス | 8億ポンド |
| イギリス | 5億7,000万ポンド |
| その他の諸国 | 2億5,000万ポンド |
| 合計 | 21億2,000万ポンド |

となる筈であった。

しかし、「被害額」の推定には、もともと「主観的要素」が入り易いし、ドイツの賠償能力を大きく見積もれば、それだけ多く要求できるという「感情論理」が働く⁽³³⁾。そこで、次第に（威尔ソンによる14カ条宣言の1918年1月時点から、『講和の経済的帰結』出版時までとして、1919年12月までに）、ドイツに対する賠償請求は、連合国領土への侵入と潜水艦戦による直接の物的被害から、戦費全額の賠償や、大戦中に連合国政府が出征軍人の妻や家族に支給した別居手当とか、戦後に支払うことになる軍人恩給や年金までも、対象に含むようなものに変わったのである。この「別居手当」と「恩給及び年金」による追加分は、ケインズの推定によると、

| | |
|--------|--------|
| イギリス帝国 | 14億ポンド |
| フランス | 24億ポンド |

(32) *cf. ex.*, R. F. Harrod, *op. cit.*, chap.6. (大蔵省A課については、ハロッドによる説明が詳しい。)

(33) シティの権威筋が「ドイツは必ず200億ポンドの支払い能力を持っている。この2倍だと言われても、信じる。」と言った由。それが本当なら、「レモンの種のきしる音が聞こえる程、ドイツを絞り貫いてやりたい。」ということになり、家を壊されたり、農場を奪われた婦人に賠償金が下りるなら、夫が戦死して、その収入能力を奪われた婦人にも、賠償金が支払われて当然だ、ということになりかねない。この間の事情については、例えば、ハロッドの『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』前掲訳書、第6章などが詳しい。

| | |
|---------------|--------|
| イタリア | 5 億ポンド |
| (アメリカを含む) その他 | 7 億ポンド |
| 合 計 | 50億ポンド |

となる。かくて、賠償請求額は、この追加分だけで、約2倍強の増加となるのである。

賠償委員会によって、対独賠償請求額が最終的に決定されたのは、1921年5月1日であったが、この時点（1919年12月）で、以上の賠償請求額のうち、10億ポンドは、現金もしくは現物で、1921年5月1日以前に支払わねばならない。さらに、ドイツは、20億ポンドを、持参入払いの無記名公債で支払わねばならない。また、1921年5月1日以前に支払う現金もしくは現物による賠償額が、10億ポンドに満たない場合は、この时限までに、その不足分の公債を追加して、支払いに充てねばならない。この公債には、1921年から1925年までは年率2.5%，その後は年率5%の利子が付く。従って、初めの10億ポンドが支払えないと、この「利子だけの支払い」でも、毎年、相当多額な支払いが必要になる。その上、賠償委員会が、ドイツはまだ「これ以上」のことができると確信すれば、直ちに、5%利付の無記名公債をさらに20億ポンド発行させ、支払いに充てることになっている。こうして、毎年の「利子支払い」分だけでも、巨額な金額になる。ところが、ドイツの賠償額は、以上の「50億ポンド」に限定されていないから、それを超える賠償には、さらに公債が発行され、その分の「利子支払い」の追加も予想される。

とは言え、賠償委員会が、ドイツに「利子の支払い」能力があると認定しない限り、公債は30億ポンドまでしか発行されない。けれども、その間も、利子の免除はなく、未払い債務に対する利子分が債務に繰り込まれる。複利の効果が積もれば、30年を過ぎても、債務の総額は減らず、逆に、元金の数倍になるかもしれない（³⁴）。

このような賠償請求に対して、一体、ドイツの賠償能力はどの位あると考えられるだろうか。ケインズの推定では、まず、即時譲渡可能な資産が、ほぼ、次の通り、つまり、

- (a) 金及び銀 約6,000万ポンド
- (b) 船舶 1億2,000万ポンド
- (c) 外国証券 1億～2億5,000万ポンド

このうち、(a) の大部分は、通貨価値の維持を図る必要から、残さねばならない。そこで、賠償に繰り込める額は、最大限2億5,000万ポンドから3億5,000万ポンドとなる。

次に、割譲した領土内における資産、もしくは、休戦に際し引き渡した資産が、全部合わせて、約8,000万ポンドになる（³⁵）。

従って、先の額と合わせて、3億3,000万ポンド～4億3,000万ポンドとなる。但し、これに対しては、休戦中と講和成立後における占領軍の経費が第1次の請求権を持っていて、この額が約2億ポンドになると思われる。だから、結局、以上のものから賠償に充て得る額は、せいぜい、1億～2億ポンドにしかならない。

それ故、最終的に、ドイツが賠償を支払う道は、「純輸出」によるしかない。もともと、第1次世界大戦前のドイツ経済を支えた3本の柱は、まず第1に、ドイツ商船隊、植民地、対外投資、輸出で代表されるような、海外取引とドイツ商人の海外における顧客、信用、

（34）「30年間」が、ドイツの賠償を完了する一応の期限であった。

（35）無償での没収分は初めから問題にならず、その他も、ドイツ人の私的債務の弁済を済ませた残額だけが賠償額に繰り入れられるから、結局、この項目に属するもので主なものは、ザール炭田や鉄道車輌ぐらい、となる。

販売網、第2に、石炭と鉄、及び、それを活用した諸工業、第3に、輸送・関税体制、であった⁽³⁶⁾。クレマンソーのねらいは、「講和条約」を通じて、これらのすべてをシステムティックに破壊することにあったようであるが、条約に関する限りでは、その目的は、ほぼ、達成されたようである。しかし、今後の賠償の可能性という面からすれば、別な方途がなければならない⁽³⁷⁾。

まず、戦前におけるドイツの主な輸出品と今後の可能性を見れば、第1に、鉄製品であるが、これは、むしろ、大幅な減退が予想される。次に、機械類、これはまだ若干の増加が期待できる。第3に、石炭・コークス類、これは低滯、輸出を強行すれば、かえって、各種工業製品の輸出が大幅に減る。第4に、羊毛製品、これは輸出が減る。第5に、綿製品、この輸出も減る。第6に、穀物類、この純輸出はゼロに近い。最後に、皮革製品、この輸出も減るだろう。これ以外のものは、いずれにしても、大戦前の輸出総額に対して、3%にも満たないものばかりである。

要するに、可能性からすれば、輸入の方が逆に増加すると思われるのであるが、「極めて楽観的に」予想して、ドイツの貿易収支が、年間、5,000万ポンドの「受取り超過」になるとすれば、大戦後の物価上昇を勘案して、ざっと2倍し、1億ポンドとなる。他の諸要因をすべて無視して、これだけの額を30年間に亘り、毎年続けるとして、年利5%，元金償還率1%として、この年賦額を逆算すると、現価17億ポンドの元金に相当する。

結局、ドイツが賠償を支払う方法は、以上の他には無いから、あらゆる支払い方法を勘案しても、ドイツの賠償支払い能力は、最大限、20億ポンドが「確実」なところだ、とケインズは見る⁽³⁸⁾。

先に述べたような、「公債発行」の条項から、国際世論には、ドイツの賠償額が50億ポンドに決まったかのような「印象」を与えたため、逆に、ドイツはこの50億ポンドに基づいて対案を作った節があった。しかし、もともと、この巨額な賠償金は支払えないから、一見、支払いが可能なようで、実質的には、遙に低い適正な額となるような、「巧妙な」支払い方式を提示した。けれども、そのようなトリックは、少し素養のある人なら、すぐに、見破れるものだったから、むしろ、そのような「戦術的」取り組みより、もっと「率直で公平な」見積りを出した方が、遙に、うまくいっただろう、というのが、ケインズの「見立て」であった。

ケインズの見るところでは、『講和条約』は、本質的に偽善で、実行不可能である。パリの講和会議では、ヨーロッパ経済の「再建」は、一度も、問題にされなかった。大戦後の混乱により、ヨーロッパ諸国民の生活水準は低下し、一部は、実際に餓死するところで落ちている。その上、各交戦国政府は、必要財源を「民間借り入れ」や「租税」で賄わずに、ひたすら、「紙幣の増発」で対処してきた。そのため、ロシア、オーストリア＝ハンガリーでは、外国為替相場が立たない程になり、ポーランドやドイツもその寸前にある。

(36) cf. J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919, op. cit., chap. IV.

(37) ケインズは、賠償が可能であるためには、政治的、社会的、人間的諸要因など、他の一切の要因を無視した上で、連合国が今後5～10年間ドイツ工業を保護育成し、貨幣特に金の価値に革命的変化が生じないこと、労働生産性に革命的変化が生じないこと、という留保条件を付けている。

(38) ケインズは、この20億ポンドですら、1871年（普仏戦争）当時にフランスが支払った2億ポンドに比べると、当時のフランスの国富が1913年のドイツの国富の半分弱に見積られることから、遙かに過酷な負担だ、と言う。

イタリアでは、通貨の価値が実質的に半減し、フランスも、その価値は依然として不安定で、イギリスのポンドですら、現価は著しく落ちている。大戦後の全体的な供給の不足に対し、「不換紙幣」の大量な増発があった訳だから、古典的な（「貨幣数量説」そのままの）「悪性インフレ」が生じた次第である⁽³⁹⁾。

ケインズの「次善的な」改善策。つまり、講和条約を「改定」し、ドイツの賠償額は20億ポンドとし、利子は付さず、支払い方法もドイツにまかせ、賠償委員会は廃止する。次に、連合国間にある負債40億ポンドのうち、アメリカは貸付けのみ、イギリスは借入れの約2倍貸付け、フランスは貸付けの約3倍借り、他の連合国は借入れのみ、の状態だが、これを一括して棒引きにする。さらに、中立諸国とイギリス、特に、アメリカの出資によって、国際連盟に2億ポンドで「基金」を創設し、全参戦国に借款を供与する。と同時に、各国は、借款をもとに「全面的な」通貨改革を行う。最後に、革命を経たロシアにも、民族自決の道を歩ませ、「不干渉」政策をとる、という各政策が、この時点（少なくとも1919年12月の時点）で、どの位、「蓋然性もしくは確率」を持ったかは、定かでない⁽⁴⁰⁾。

1921年5月1日、賠償委員会は、ドイツの賠償額を1,320億金マルク（ポンドに換算すると、68億5,000万ポンド）と最終的に決定した⁽⁴¹⁾。もちろん、賠償委員会の決定も、ドイツの支払い能力を「推定」した上でのことであったが、その実行可能性の「確率もしくは蓋然性」は、ケインズの見る通り、限りなくゼロに近かったろう。ただ、機密暴露に危険性を感じた人も、『確率論』が1921年に出版されたことで、「タイムズ」紙の無署名書評氏のように、ケインズを「真面目な（“serious”）人」と認識し直したことだろう⁽⁴²⁾。

結びに替えて——ケインズの「経済学」

1905年11月から1906年5月頃にかけて、（マイナード）ケインズに「経済学者」の才能を感じ取ったA. マーシャルは、熱心に「経済学」トライポス（優等試験）の受験を勧めた。だが、父（ネヴィル・ケインズ）がマーシャルの弟子であったせいで、幼少時から知っていることもあり、マーシャルを「変人」位にしか思っていなかった（マイナード）ケインズは、結局、官界を目指して公務員試験に臨んだ⁽⁴³⁾。

大蔵省か、インド省の希望に対して、成績（2位）もあって、インド省勤務となるが、約2年後、1908年6月にインド省を辞することになる。その直前3月に、ケンブリッジ大学キングズ・カレッジのプライズ・フェローシップ（任期6年制の教授職）に応募する。

(39) cf. J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919, chap.VI.

(40) cf. J. M. Keynes, *The Economic Consequences of the Peace*, 1919, chap.VII. (この改善策の要点は、最終的には、アメリカの雅量にすがることになるが、当時のアメリカ議会には、それを容認するだけの用意がなかった、というのが実情である。)

(41) たとえば、西川正雄・南塚信吾著『帝国主義の時代』講談社、1986年、206頁、及び、ハロッド『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』前掲訳書、第8章、346頁、を参照されたい。

(42) Unsigned, Mr. Keynes's New Role, *The Times*, no.42,808 (25 August 1921), p.11.

言うまでもなく、ここに見られるような危険性（リスク）の社会的意味と、それに対抗する“真面目な”人の価値ある意見の説明の社会的意義を、それぞれ、定量的に示すことは、極めて困難である。

(43) cf. ex., R. Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1 *Hopes Betrayed 1883-1920*, op. cit., chap.7.

先のハロッド『ケインズ伝〔改訳版〕上巻』、前掲訳書、第3章にも、これに相当する部分があるが、記述内容の「錯綜」により、非常に読み辛い。

2名の枠に4名の応募という状況であったが、投票者15名中の1票も得ることができず、落選の憂き目を見た。応募の資格論文に賛同が得られなかつたからである。この論文の基本テーマが、後に『確率論』（1921年）の主要内容となる。翌年、1909年3月に、多少の修正が加えられたが、同じテーマの論文を提出し直して、プライズ・フェローシップに合格する。

周知のように、A. マーシャルの後継者は A. C. ピグーに決まるが、偶々、ピグーは「講義嫌い」で、他のスタッフも、経済史や方法論、制度論などを専門とする者が多く、勢い、理論面では、ケインズに多くの負担がかかるようになる⁽⁴⁴⁾。だが、敢て、ケインズはその任を引き受けることにする。ケインズにとって、正式な「経済学」の訓練期間は、ピグーなどの教えを受けた公務員試験「受験期」の8週間位で、スキデルスキーなどに言わせれば⁽⁴⁵⁾、後の半はOJT (on the job training) だという。

第1次世界大戦までのケインズは、正に「正統派」で、自由貿易を信奉し、「為替と貨幣の理論」でも、マーシャル以来のケンブリッジ型「貨幣数量説」の域をほとんど出ていない⁽⁴⁶⁾。イギリスに関する限り、「為替と貨幣」の分野では、H. G. ジョンソンが言うように⁽⁴⁷⁾、永年、大蔵省やその意を体したイングランド銀行の権威が圧倒的に支配し、アカデミックな領域でも、たかだか、為替や貨幣の「歴史と制度」論が中心をなしていたようである。

ところが、前節までに述べてきたような、第1次世界大戦後の通貨や為替制度の「混乱」、つまりは、従来の、永きに亘って維持されてきた「金本位制度」の「動搖」を契機として、「経済学者」としてのケインズも「自立」の過程に入っていくのである。

熱狂的とも言える「ケインズ賛美者」たるハロッドが、名著と言われるその「伝記」で描いているケインズの像は、当初から、徹頭徹尾「経済学の申し子」のようだ、偶々、『確率論』は何かの「脱線」で、「失敗作」でも当然かのような扱いを受けている。ところが、なろうとして「経済学者」を目指したのではなく、必要に迫られて「経済学者」になつたと見るスキデルスキーの「ケインズ」3巻本では、『確率論』を巡る議論は、断然、違つたものになってくる。『確率論』の評価は、まだ、最終的な結着に至っていないという立場もある⁽⁴⁸⁾ようであるが、自分の目指す「研究テーマ」に「誠実に」(あるいは“serious”で)、得られる限りの資料や情報に当たりながら、同時に、それらの内容について、質的、量的検討を加えて、常に「限界」を意識して、いわば、「蓋然性もしくは確率」の「不確かさ」を考慮に入れつつ、幅広い関心の一方で、深い洞察を求め、「新境地」を切り拓いていくという、ケインズの「研究態度」が「何にも」換え難いものに見えてくる。『確率論』の出版は、そういうケインズの“生きてある証し”とも、思えてくるものである。

(44) cf. R. Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1, *op. cit.*, chap.9.

(45) cf. R. Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1, *op. cit.*, chap.9, p.206.

(46) cf. R. Skidelsky, *John Maynard Keynes*, Vol.1, *op. cit.*, chap.9.

(47) cf. ex., Milo Keynes (ed.), *Essays on John Maynard Keynes*, *op. cit.*, chap.12. (佐伯彰一、早坂忠、前掲訳書、第12章、ケインズとイギリスの経済学、ハリー・G・ジョンソン) 但し、「個人的見解」と断りながら、今日から見れば、このハリー・G・ジョンソンの議論には、いわゆる「マネタリスト」的傾向による論調や評価が濃く出ていて、ケインズ以後の、イギリス・ケンブリッジの経済学を支配した過度な左派的傾向に関する部分は別にして、ケインズ自身に対する評価は、一面的で、必ずしも、首肯し難いものがある。

(48) 特に、伊藤邦武、前掲書、第2章、などを参照されたい。

—Abstract—

On Mr. Keynes's A Treatise on Probability

Hisao Nakamura

R. F. Harrod treated Keynes's A Treatise on Probability as a digression in his famous biography. But the book had a symbolic meaning of Keynes' early life. Its publishing (1921) let many people know his "seriousness". That would help to understand his opinion on the peace (1919), and his economics later.